

社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会善意銀行規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に設置する善意銀行について定めるものとする。

(機能及び事業)

第2条 善意銀行は、住民の善意をもって寄せられる金品の預託並びに配分の機能を持ち、適正な処理と効果的な活用によって地域福祉活動の振興のための事業を行う。

(事務)

第3条 善意銀行に関する事務は、本会事務局において行う。

(簿冊及び経理)

第4条 善意銀行の預託及び配分を常に明らかにするための簿冊を備えておかなければならない。

2 善意銀行の預託金品に関する経理は、本会経理規定に基づき、常に明らかにしておかなければならない。

(運営委員会)

第5条 善意銀行の適切な運営を図るため善意銀行運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は善意銀行の機能、事業、金品等の預託及び配分について本会会長に意見を具申するものとする。

3 委員会の委員は、次の区分の中より6名を本会会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉施設関係職員
- (2) 福祉行政関係職員
- (3) 民生委員児童委員
- (4) ボランティア団体関係者
- (5) 学識経験者

4 委員会は必要に応じ委員長が招集する。

5 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、委嘱の区分にある役職を離れた場合は、任期を満了するものとする。

6 補欠で就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員長は、委員の互選によって定める。

8 委員長は、運営委員会を代表し、運営委員会を総括する。

(預託金品の管理)

第6条 善意銀行に寄せられた金品は、配分に供されるまで確実に保管されなければならない。ただし、保存不可能なとき等やむを得ない理由のある場合は、本会事務局長の判断によって適宜処分することができる。

(配分先)

第7条 善意銀行の預託金品の配分先は、原則として市内とする。ただし、善意銀行運営委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

(預託者の意志の尊重)

第8条 善意銀行へ金品を預託する際、その預託者より配分先の指定希望があった場合はできる限りその意志を尊重しなければならない。

(緊急の処置)

第9条 火災及び天災等によって緊急に善意銀行の配分を要する場合、本会事務局長の判断において必要と認められるだけ配分を行うことができる。ただし、後日速やかに会長に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。